

自動車等運転免許の行政処分事務処理要領の制定について（例規通達）

平成12年12月26日

本部（運教）第71号

〔沿革〕 平成14年2月本部（免許）第8号、5月第43号、15年12月第29号、19年5月第35号、21年6月第32号、23年7月第36号、24年3月本部（警務）第12号、26年3月本部（免許）第40号、28年3月本部（警務）第12号、29年3月本部（免許）第4号、8月本部（警務）第31号、令和3年3月第19号、8年3月第17号改正

このたび、自動車等運転免許の行政処分事務を確実にを行うため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成13年1月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、自動車等運転免許の行政処分事務処理要領の制定について（昭和56年11月26日付け本部（運管）第35号）は、廃止する。

別添

自動車等運転免許の行政処分事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、自動車等運転免許（以下「免許」という。）の行政処分事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 行政処分

免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「運転禁止」という。）の処分をいう。

(2) 違反行為

自動車等の運転に関し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1及び2の表上欄に掲げるものをいう。

(3) 人身事故等

人身事故及び建造物損壊事故をいう。

(4) 重大違反唆し等

自動車等の運転者を唆して重大違反をさせ、又は助ける行為をいう。

(5) 道路外致死傷

道路以外の場所において、自動車等をその本来の用方に従って用いることにより、人を死傷させる行為をいう。

(6) 危険性帯有

法第103条第1項第8号の規定による危険性を生じさせるおそれがあるものを

いう。

(7) 違反報告書

違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、交通事故用行政処分原票、交通事故用行政処分量定資料送付書その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。

(8) 違反等登録

警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について（平成21年5月11日付け警察庁丙運発第19号、警察庁丙情管発第47号、警察庁丙通施発第4号）に定める違反登録及び事故登録をいう。

(9) 違反等登録票

違反等登録に関する違反登録票及び事故登録票をいう。

(10) 行政処分書

違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続きに関する調査書類をいう。

(11) 点数通報書

違反等登録に対する警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）からの点数通報書をいう。

(12) 免許の停止等

免許の効力の停止若しくは保留又は運転禁止の処分をいう。

(13) 仮停止

法第103条の2（第107条の5第10項において準用する場合（仮禁止）を含む。）の規定による免許の効力の停止をいう。

(14) 行政処分（通知）書

運転免許拒否（保留）処分通知書、運転免許取消（停止）処分書又は自動車等の運転禁止処分書をいう。

(15) 処分をした旨の通知

法第90条第11項、第103条第9項（第104条の2の3第3項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第7項の規定による処分を行った公安委員会から被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う当該処分をした旨の通知をいう。

(16) 処分移送通知書

法第103条第3項（同条第5項、第104条の2の3第3項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の処分移送通知書をいう。

(17) 処分事案の移送

処分事案発生時における運転者の住所地が、当該処分事案発生地以外の公安委員会の管轄区域内である場合において、当該処分事案発生地の公安委員会から当該運転者の住所地の公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。

(18) 処分執行依頼

処分時における被処分者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内である場合において、処分を決定した公安委員会が、その者に対する行政処分（通知）

書の交付をその者の住所地を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。

(19) 署長等

署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び交通事件を管轄する所属の長をいう。

(20) 取締警察官等

交通違反の取締り、交通事故の現場捜査及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐・停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。

(21) 緊急上申

緊急上申とは、仮停止処分に該当しないが、悪質危険な違反行為を行い、又は悪質重大な交通事故を起こした運転者に対する行政処分を迅速に行うため、通常の手続きによらないで緊急に上申する制度をいう。

3 事務処理上の基本的な心構え

行政処分は、道路交通上の運転不適格者を早期に排除し、もって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分書の作成、送付及びこれに基づく情報処理センターに対する登録並びに処分の執行は、迅速かつ的確に行わなければならない。

第2 違反報告書の作成等

1 取締警察官等の措置

- (1) 取締警察官等は、点数評価の対象となる違反行為を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して、署長等に報告しなければならない。
- (2) 同時に2以上の種別の違反行為を検挙したときは、当該事件の違反報告書を一括し、違反競合事件送付書（別記様式第1号）を添付して署長等に報告しなければならない。
- (3) 行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行わなければならない。

2 署長等の措置

(1) 違反報告書の審査

ア 署長等は、違反報告書の審査を行わせるため、交通関係事務に従事する警部補以上の階級にある警察官のうちから審査責任者を指定するものとする。

イ 審査責任者は、違反報告書の審査に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (ア) 違反行為の事実認定が適正であるか。
- (イ) 違反等登録票の作成に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているか。
- (ウ) 違反行為が人身事故等に係るものであるときは、違反行為の種別の認定及び交通事故の不注意の程度の認定基準（別紙第1）に基づく不注意の程度の認定が適正であるか。

ウ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る人身事故等が、交通事故に関する登録除外事由（別紙第2）に該当すると認めたとき又は事実の認定が困難で

登録を保留することが相当と認めたときは、違反報告書の所要欄にその旨を付記しなければならない。

(2) 違反報告書の決裁等

ア 署長等は、交通法令違反事件簿、交通事故事件管理簿等に登載した交通関係事件のうち、違反報告書を送付しないものについては、審査責任者に当該事件簿、管理簿等の余白にその旨明記させておくものとする。

イ 署長等は、前記アの事件簿及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録により、適正な違反報告書の送付について指導監督するものとする。

(3) 違反報告書の送付

署長等は、審査を経た違反報告書を、次により運転免許センター長に送付するものとする。

ア 交通（反則）切符等に係る違反報告書の送付は、違反報告書送付書（別記様式第2号）を添えて、別紙第3及び別紙第3の2の要領により行う。

イ 人身事故等に係る事案の違反報告書の送付は、別紙第3の3及び別紙第3の4の要領により行う。

ウ 仮免許の取消事件及び緊急上申事件並びに危険性帯有の違反報告書の送付は、別紙第3の5の要領により行う。

エ 重大違反唆し等及び道路外致死傷の違反報告書の送付は、別紙第3の6の要領により行う。

(4) 違反報告書の変更通報

署長等は、違反報告書を送付した事案について、次に掲げる理由により登録内容を変更し、又は登録を不相当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を運転免許センター長に通報するものとする。

ア 違反行為に係る無罪判決、不起訴処分（起訴猶予処分を除く。）又は非行なしの決定がされたとき。

イ 違反事実又は人身事故の傷害の程度に変更があったとき。

第3 違反登録票の作成及び違反等登録

1 違反報告書の受理

運転免許センター長は、署長等から違反報告書の送付を受けたときは、直ちに当該報告書に受理日を記載するなどして、その受理状況を明らかにしておくものとする。

2 違反等登録票の作成

運転免許センター長は、署長等から送付された違反報告書を点検するとともに、人身事故等に係る違反等登録票を作成するものとする。

3 違反等登録審査官

(1) 運転免許センター長は、違反等登録を行う前に違反報告書及び違反報告書に基づき作成された違反等登録票を審査させるため、警部以上の階級にある警察官のうちから違反等登録審査官を指定するものとする。

(2) 違反等登録審査官は、違反報告書に係る交通違反又は人身事故等の認定及び事実の証明の適否を審査するものとする。この場合において、人身事故等を起こし

た者の不注意の程度の認定は、交通事故の不注意の程度の認定基準に基づき、「重い」・「軽い」の区別をしなければならない。

4 違反等登録

- (1) 運転免許センター長は、違反等登録票の審査の終了を待って直ちに情報処理センターへの登録手続きを行い、審査のために違反等登録に遅延を来することがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査が必要と認める事案があるときは、明らかに登録除外と認めたときを除き、当該違反報告書を送付した署長等に所要の措置を通報し、速やかな登録に努めるものとする。
- (2) 違反等登録審査官は、違反等登録に当たっては、情報処理センター違反登録通報状況日計表（別記様式第3号）に登載し、その取扱状況を明確にしておかなければならない。

5 登録除外

運転免許センター長は、行政処分書に係る事案について、違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認め、又は告知等の基準に該当しないと認めたときは、当該事案を違反等登録から除外し、人身事故に係る事案について、交通事故に関する登録除外事由に該当すると認めたときは、当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

6 登録除外の特例

運転免許センター長は、他の都道府県公安委員会から処分案の移送を受けた場合において、当該事案の登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その事由を明らかにして当該事案を発生地都道府県公安委員会に差し戻すものとする。

7 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官に専決させることができる。
- (2) 違反等登録審査官は、前記(1)により専決した事務の取扱状況を情報処理センター違反登録通報状況日計表で報告するものとする。
- (3) 前記5及び6の登録除外の事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該登録除外を必要と認めた理由を行政処分書の所要欄に付記した上、個々の事案について決裁を受けるものとする。

8 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許センター長は、違反登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反行為に基づいた行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

前記(1)の抹消登録した当該違反等登録に係る運転者の住所地が他の都道府県である場合は、運転免許センター長は、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話即報するものとする。

また、住所地を県内に有する運転者について、他の都道府県警察の行政処分担当課長から抹消登録した旨の連絡を受けた場合は、運転免許センター長は、前記(1)の措置を講ずるものとする。

(3) 運転免許を受けていない者への対応

ア 運転免許センター長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、同人による運転免許の申請や受験相談の機会において、同人に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、同人の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を同人に対して確認するなど直ちに調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ 前記アにおいて、運転免許を受けていない者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できない場合は、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（別記様式第3号の2）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼すること。

ウ 他の都道府県警察の行政処分担当課長から、前記イに準ずる調査依頼を受けた場合は、当該調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づいた行政処分等が認められたときは、調査を依頼した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密な連携を図りつつ、必要な措置を適切に講ずるものとする。

9 違反等登録のある者による運転免許申請時等の適切な取扱いに向けた措置

(1) 違反等登録のある者に係る運転免許申請や受験相談に対しては、その者の警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会を確実に実施し、申請者等に対する丁寧な聞き取りを行い、照会結果と聞き取り内容が異なる場合は、確実な確認等を行うこと。

(2) 前記(1)の運転免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過については、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう記録し、措置内容を明確にしておくこと。

第4 処分量定

1 処分量定

運転免許センター長は、処分量定を行うに当たっては、法、令その他関係規程によるものとする。

2 処分量定の方法

(1) 免許の拒否及び保留

ア 新規免許試験合格者に係る処分量定は、点数通報書の違反歴等が当該免許試験合格者のものであることを確認の上行わなければならない。この場合における違反歴等の確認は、当該点数通報書に記載されている違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の合格者に係る処分量定は、処分通報又は処分手配通報により現に

受けている免許の処分管轄公安委員会が行った処分決定に従い、それと同一に行うものとする。

(2) 免許の取消し及び停止

違反者の累積点数が点数通報書により処分基準該当点数に達したときは、当該点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(3) 自動車等の運転禁止

国際運転免許証を所持する違反運転者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍、住所等により当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、処分の回数及び累積点数を計算して処分量定を行うものとする。

3 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、人身事故等に係るものであるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

(1) 当該事故登録後において、点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情の有無を調査し、その事情があるときは、点数計算をやり直すこと。

(2) 当該人身事故等が、交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものであるときは、同基準の「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、「小」に該当すると認めた事案については、その内容が処分軽減に相当するものであるかどうか審査すること。

4 処分量定の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、行政処分決定書（別記様式第4号から別記様式第4号の8まで）により受けるものとし、事案の内容が定型的なものについては一括決裁を受け、重要又は異例なものについては個別に決裁を受けるものとする。

第5 処分の移送等

1 処分の移送

(1) 処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。

(2) 運転免許センター長は、処分移送通知書に添付する関係書類について、その内容を審査しなければならない。

(3) 運転免許センター長は、前記(1)により処分を移送した事案について、処分移送通知書発送簿（別記様式第5号）に登載して処理状況を明らかにしておくものとする。

2 処分事案の移送

(1) 運転免許センター長は、処分事案の移送を行うときは、行政処分関係書類送付書（別記様式第6号）により行い、処理状況を事案移送簿（別記様式第7号）に登載して明らかにしておくものとする。

(2) 前記1の(1)及び(2)は、処分事案の移送について準用する。

3 処分をした旨の通知及び処分執行依頼

- (1) 処分をした旨の通知及び処分執行依頼は、処分通知書（別記様式第8号）を送付して行うものとする。
- (2) 前記(1)の処分通知書を送付するときは、被処分者に交付する行政処分（通知）書及び当該処分に係る処分・短縮・手配等登録票（別記様式第9号）の写しを添付しなければならない。
- (3) 運転免許センター長は、前記(1)の処分をした旨の通知を行った事案については、行政処分執行依頼簿（別記様式第10号）に登載して処理状況を明らかにしておくものとする。

4 事案の移送等の受理

運転免許センター長は、他の都道府県公安委員会から処分の移送又は処分事案の移送を受けたときは、他県移送関係受理簿（別記様式第11号）に登載し、受理状況を明らかにしておくものとする。

第6 警告通知関係資料の送付等

- 1 運転免許センター長は、違反等登録により警告点数通知を受理したときは、その内容を印字した点数通報書及び違反報告書を速やかに自動車安全運転センター新潟県事務所長（以下「事務所長」という。）に送付するものとする。
- 2 前記1による資料の送付については、その状況を警告関係資料提供簿（別記様式第12号）に登載して明らかにしておくとともに、事務所長から当該資料の返送を受けたときは、確実に点検し、整理保管するものとする。

第7 行政処分の執行

1 処分の執行指揮

- (1) 本部長は、行政処分が決定されたときは、運転免許センター長又は被処分者の住所地を管轄する署長に対して、処分の執行を命ずるものとする。
- (2) 前記(1)の署長に対する命令は、行政処分処理簿（別記様式第13号）及び行政処分（通知）書を送付して行うものとする。ただし、急を要するときは、電話による執行指揮ができる。

2 処分の執行

前記1の命令を受けた運転免許センター長又は署長は、次の区分により速やかに処分の執行を行うものとする。この場合において、署長は、執行の状況を行政処分処理簿に記載し、処理状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 取消処分は、行政処分（通知）書に執行年月日を記入して被処分者に交付するとともに、運転免許証返納届（新潟県道路交通法施行細則別記様式第13）を提出させて免許証の返納を受けること。
- (2) 停止及び運転禁止の処分は、行政処分（通知）書に執行年月日の始期及び終期を記入して被処分者に交付するとともに、免許証を提出させて停止（禁止）期間中はこれを保管すること。
- (3) 拒否の処分は、行政処分（通知）書に執行年月日を記入して被処分者に交付するとともに、弁明調書（別記様式第16号）を作成し、免許を与えないこと。
- (4) 保留の処分は、行政処分（通知）書に執行年月日の始期及び終期を記入して被

処分者に交付するとともに、弁明調書を作成し、保留期間中は免許証を交付しないこと。

- (5) みなす処分（新規免許を受ける前の違反行為に係る累積点数が行政処分の基準点数に該当したが、免許の交付の時点で当該行政処分に対応する期間が経過しているため、当該行政処分に代えて行政処分を行ったとみなして処分の前歴のみを通知する処分をいう。）は、免許証の交付時に、前歴通知書（別記様式第18号）の内容を説明の上、当該通知書を交付して行う。

3 執行事務の管理

- (1) 署長は、行政処分の執行の事務を適正に管理するため、交通関係事務に従事する警察官のうちから行政処分担当者を指定するものとする。
- (2) 行政処分担当者は、執行指揮された行政処分について、年ごとの整理番号を付して行政処分執行管理簿（別記様式第18号の2）に記載し、その処理結果を明らかにしておかなければならない。
- (3) 行政処分担当者が、入校その他の理由により長期間事務を行うことができないときは、交通課長（地域交通課長を含む。以下同じ。）がその事務を代行するものとする。
- (4) 行政処分担当者は、人事異動等によりその職を離れるときは、行政処分の執行の事務について、行政処分事務引継書（別記様式第18号の3）により関係書類とともに交通課長に引き継がなければならない。
- (5) 引継ぎを受けた交通課長は、確実に事務の引継ぎを受け、後任の行政処分担当者に引き継ぐものとする。

4 処分執行の際の留意事項

- (1) 署長又は運転免許センター長は、被処分者に行政処分（通知）書を交付するときは、次の事項に留意するものとする。
- ア 行政処分（通知）書の内容について、記載漏れ及び誤記の有無を確認すること。
- イ 行政処分（通知）書は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから交付すること。
- ウ 処分期間中に違反行為をすることのないよう説示すること。
- エ 停止又は保留の被処分者に対しては、処分者講習について説明すること。
- オ 運転禁止の処分を執行したときは、国際運転免許証の備考欄に処分執行年月日及び処分日数を記入すること。
- (2) 運転免許センター長及び署長は、次に掲げる場合は、行政処分（通知）書の交付を中止し、所要の措置をとるものとする。
- ア 処分理由の「違反行為が存在しない。」旨の申立てがあり、同名異人又は被処分者の氏名を詐称する他の者の違反行為と認められるなど、その申立ての内容に相当の理由があるとき。
- イ 違反行為の発生日、違反名等に誤りがあり、その申立ての内容が具体的で信頼性があると認められるとき。
- ウ 違反行為についての刑事処分が不起訴等になったことを認知し、又はその申

立てがあり、改めて事案の内容を審査する必要があると認められるとき。

エ 違反行為について公判中であること又は公判請求をしていることを理由に処分の延期の申立てがあり、その申立ての内容に相当の理由があると認められるとき。

5 免許証の返還

行政処分の執行に伴い保管している免許証を返還するときは、運転免許証受領書（別記様式第18号の5）を徴収して返還するものとする。ただし、第12の3の規定により即日返還する場合は、この限りでない。

6 処分書等の交付

処分書等の交付に関する事務は、原則として運転免許センターにおいて集中的に処理するものとする。ただし、文書による出頭通知に応じない者、所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付は、署が行うものとする。

7 執行報告

前記2により処分を執行した運転免許センター長又は署長は、被処分者名、処分日数及び処分執行月日時を報告（署長にあっては運転免許センター長経由。以下同じ。）しなければならない。

8 不処分（処分猶予）とした場合の措置

(1) 本部長は、当該事案を不処分（処分猶予）と決定したときは、行政処分処理簿（別記様式第13号）により、当該運転者の住所地を管轄する署長に通知するものとする。

(2) 前記(1)の通知を受けた署長は、当該運転者に出頭を求めて理由を説明し、請書（別記様式第20号又は別記様式第20号の2）の提出を受けておくものとする。

9 住所移動等の場合の措置

署長は、被処分者が住所を移動したなどのため処分の執行ができないときは、次の区分により処理するものとする。

(1) 住所を移動した場合

行政処分返送書（別記様式第21号）に行政処分（通知）書及び移動先を明らかにする資料を添えて速やかに報告すること。

(2) 所在不明となった場合

前記(1)に準じて速やかに報告すること。

10 審査請求事案、苦情等の取扱い

(1) 審査請求事案の取扱い

審査請求事案の取扱いは、新潟県警察争訟事案等の取扱いに関する訓令（昭和56年本部訓令第4号）に基づき行うものとする。

(2) 苦情等の取扱い

行政処分に関する苦情等の取扱いは、けいさつ相談及び苦情等の取扱いに関する訓令（平成12年本部訓令第17号）及びけいさつ相談及び苦情等の取扱要綱の制定について（平成12年9月29日付け本部（総）第61号）に基づき行うものとする。

第8 処分登録等

運転免許センター長は、情報処理センターに対し、次の区分により、速やかに処分

登録等を行うものとする。

1 処分登録

処分登録は、原則として処分を執行し、又は処分を執行した旨の報告を受けた日に行うこと。ただし、40日未満の停止を受けた者に係る処分登録は、当該処分の短縮登録の際に併せて行うことができる。

2 処分猶予登録

処分猶予登録は、運転免許センター長の決裁後に行うものとする。

3 処分短縮登録

処分短縮登録は、処分短縮が決定したときに行うものとする。この場合において、他の都道府県において処分を受けた後、本県に住所を移動した者から処分者講習の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行うこと。

- (1) 講習を申し出た者から、行政処分（通知）書の提示を求めて処分事実を確認する。
- (2) 住所変更について免許証記載事項変更の手続きを取らせる。
- (3) 処分を行った公安委員会に連絡して処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認する。
- (4) 処分短縮を決定したときは、前記(3)によって作成した処分短縮登録票により処分短縮登録を行う。

4 抹消登録

抹消登録は、次の場合に行うものとする。

- (1) 違反時の事実認定に誤りがあったとき。
- (2) 移送事案について、移送先公安委員会から抹消登録の請求があった場合で、当該請求に理由があると認めたとき。
- (3) その他行政処分を行うことが不相当と認めたとき。

第9 処分手配及び処分手配者の通報

1 処分手配

- (1) 運転免許センター長は、既に決定した行政処分について、当該処分を受ける者が所在不明のため処分執行等ができないときは、速やかに処分手配を行うものとする。
- (2) 前記(1)の処分手配は、行政処分手配者登録名簿（別記様式第22号）に登載して処理状況を明らかにしておくものとする。

2 処分手配者の通報

運転免許センター長は、県内に居住する者で他の都道府県公安委員会から処分手配になっている者を発見したときは、速やかに当該公安委員会に通報するものとする。

第10 仮停止事案の取扱い

1 署長等の措置

- (1) 仮停止事案が発生した場合は、あらかじめ仮停止事案発生即報（別記様式第23号）により、電話で報告するとともに、仮停止処分に引き続き本処分が行われるように速やかに関係書類（別紙第3の3参照）に当該免許証を添えて、運転免許

センター長に送付するものとする。ただし、被処分者の住所が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、本部長の指揮を受けて直接当該公安委員会へ送付するものとする。

- (2) 署長等は、仮停止を行ったときは、弁明調書を録取するとともに、仮停止（仮禁止）処分通知書及び意見聴取通知書を交付するものとする。

2 運転免許センター長の措置

- (1) 運転免許センター長は、署長等（他の都道府県の署長等を含む。）から仮停止事案の発生報告（連絡）を受理した場合は、これに対する意見聴取の日時及び場所を決定した上、当該署長等に通知するものとする。
- (2) 前記(1)の仮停止事案について、処分を行う公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、直ちに当該公安委員会に対し、仮停止事案発生即報により電話連絡するものとする。

第11 緊急上申

1 対象事案

現に県内に住居を有する者の明白な違反行為であって、次のいずれかに該当する事案を対象とする。

- (1) 専ら過失責任がある安全運転義務違反の死亡事故
- (2) 酒気帯び運転（0.25未満）又は過労運転による人身交通事故
- (3) 故意殺傷事故
- (4) 無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転（0.25以上）、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反
- (5) 過去1年以内に停止処分のある超過50キロメートル以上の速度違反

2 上申方法

対象事案を検挙又は認知した署長等は、次により上申（運転免許センター長経由）するものとする。

- (1) 交通法令違反については取締原票（丁票）の記載事項（酒酔い又は酒気帯び運転については鑑識カード記載事項を含む。）を、交通事故については仮停止事案発生即報の内容を、検挙又は認知後直ちに（土曜、日曜、休日又は夜間においては翌日）ファックスにより上申すること。

なお、報告内容に誤りがあった場合は、直ちに訂正報告すること。

- (2) 別紙第3の4に掲げる資料を、当該運転者の意見聴取の7日前までに運転免許センターに送付すること。この場合、二重登録を防止するため取締原票又は交通事故用行政処分原票の上部欄外に「●」と朱書すること。

3 意見聴取通知等

- (1) 運転免許センター長は、前記2の(1)の即報を受けたときは、その内容を十分審査した上、当該運転者に対する意見聴取の日時、場所その他必要事項を上申した署長等（身柄を釈放した後においては住所地を管轄する署長）に通知するとともに、登録資料を作成し情報処理センターに登録しなければならない。
- (2) 意見聴取の通知を受けた署長等は、当該運転者に対し意見聴取通知書を交付するとともに、出頭に際し、必要な事項を教示するものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 緊急上申は、仮停止とは異なるので、当該運転者の運転免許証を保管しないこと。

なお、当該運転者の弁明を聴取する必要はない。

- (2) 緊急上申の違反等登録は、ファックスによる報告内容に基づき行われるため、正確な上申に努めること。

- (3) 悪質危険運転者の早期排除を図るため、該当事案は積極的に上申すること。

第12 講習及び免許の停止等の期間の短縮

1 講習

免許の停止等の処分を受けた者に対する講習は、停止処分者講習実施要綱の制定について（昭和58年10月1日付け本部（運管）第19号）に基づき行うほか、次のとおりとする。

- (1) 講習の日時及び場所の指定

運転免許センター長は、あらかじめ講習を行う日時及び場所を定め、署長に通知する。

- (2) 講習の実施及び考査

ア 講習は、新潟県公安委員会から委託を受けた機関（以下「受託者」という。）が実施する。

イ 受託者は、講習の受講者に対して考査を行い、その考査成績を処分短縮基準表（別紙第4）により優・良・可に区分し、当該受講者の講習通知書証明欄にその旨表示する。

- (3) 講習受講の申出の取扱い

運転免許センター長は、免許の停止等の処分を受けた者から所要の講習手数料を添えて講習受講の申出があったときは、講習日等を確認して受講させるものとする。

2 免許の停止等の期間の短縮

- (1) 運転免許センター長は、免許の停止等の処分を受けた者が、前記1の講習を終了したときは、処分短縮基準表により処分期間を短縮するものとする。

- (2) 運転免許センター長は、前記(1)の短縮日数を停止期間短縮通知書に記入するものとする。この場合において、国際運転免許証を所持する者については、短縮日数を当該免許証備考欄にも記入するものとする。

3 受講の記入及び免許証の即日返還

免許の停止等により保管することとなった被処分者の免許証の返還は、原則として処分の終了した日の翌日とする。ただし、40日未満の免許の停止等の処分を行った場合で、被処分者が処分者講習を受講し、その成績が「優」であり、かつ、その者が免許証の即日返還を希望するときは、運転免許センター長及び署長は、当該被処分者の免許証備考欄に「 年 月 日済」と記入し、被処分者から誓約書（別記様式第23号の2）を徴収して免許証を返還するものとする。

なお、当該被処分者が、その後免許証の更新、再交付又は併記交付を申請した場合は、新たに交付する免許証の備考欄には当該記入を省略するものとする。

第13 行政処分関係書類等の備付けと保存

1 行政処分達番号簿の備付け

運転免許センター長は、行政処分達番号簿（別記様式第24号）を備え付け、行政処分の処理状況を明らかにしておくものとする。

2 行政処分書等の保存

行政処分書等の保存は、次の要領により行うものとする。

(1) 行政処分を行った事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

ア 一般違反行為を理由として処分した事案 8年

イ 特定違反行為を理由として処分した事案 13年

(2) 処分を決定したが、処分書等未交付の事案で処分手配登録したものの関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること（当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、前記(1)により保存すること。）。

ア 一般違反行為を理由として処分した事案 10年3か月

イ 特定違反行為を理由として処分した事案 15年3か月

(3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予年月日順に整理し、5年間保存すること。

(4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故に区分した上で、当該違反及び当該事故の発生年月日順に整理し、13年間保存すること。